

農業における飛来・落下災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11~12	高木伐採作業中、別の者が樹上で枝払い作業中、落下させた枝が下にあるブロックにあたり、その枝が跳ねた。下で見張り中の作業員がその枝の跳ねを止めようと枝を踏みつけた時、その枝が作業員の左足にぶつかり負傷した。	39	—
2	9~10	庭園で木の手入れをしていたところ誤って手から木ばさみを落とし、下にいた従業員（被災者）の頭部左前方部に当たり負傷した。	59	1~9
2	15~16	ハウスの解体作業中に天井部分のパイプが下に落ちてきた。下で作業中の被災者の額をかすめて、10針縫う怪我を負った。	31	1~9
5	8~9	倉庫内でリンゴ箱をパレットに並べている作業中、次に使用するパレットを運んでいる時、手に持っていたパレットを誤って手を滑らせて足に落とし、右足の人差し指と中指を骨折した。	28	1~9
6	15~16	個人宅庭園維持管理業務において、専用コードを付けた草刈り機を使用し、草刈りをしていたところ、葉等が激しく飛び散り、ゴーグルの横の隙間からサツキと思われる薄い葉（長さ3cm）が左眼球に入り、受傷したものである。当日は違和感なく作業を行ったが、2~3日経つと目の中がゴロゴロし始め、しばらくして染みるような痛みと腫れが出た。その後、痛みが増し、目から出血した。	63	10~29
7	16~17	休耕地を草刈機を使用して草刈作業をしている時草刈機の刃が小石に当たり小石が跳ねて右目まぶたに当たり負傷した。	62	1~9

7	9~ 10	個人邸にてシイノキ伐採作業中、トラック荷台に切った枝を下ろす途中、引網を送り込んだ際に下枝に干渉し、そこに引っ掛かっていた枝が落下し、背中左側に当たり負傷した。	43	~ 9	1
7	17~ 18	施設内にて苺の栽培ベンチ（約12kg）を運ぼうとし、持ち上げようとしたとき、持ち上げきれずに落としてしまった。落ちる際に右足膝下辺りに当たり、帰宅後、徐々に痺れが出始め、さらに痛みが酷くなった。	21	~ 9	1
9	9~ 10	事業主自宅敷地内の農業機械及び資材置き場にて、農業機械を収納するスペースを確保する目的で、置いてあった木材を移動させていた。木材の片方をフォークリフトの爪にかけたロープで吊り上げ、できた隙間に鉄パイプを差し入れて木材をスライド移動させようとしていた際、木材を吊っていたロープがリフトの爪から外れ、木材が落ちてきて、下に手を置いていた被災者の左手親指部分が挟まれ負傷した。	27	~ 9	1
9	14~ 15	リサイクル施設に廃棄物を持ち込み、荷降ろしのためトラックのあおりを開けた際、剪定枝（直径30~40cm、長さ1m弱）が、落下して左足にあたり裂傷および左足親指を骨折負傷した。	40	~ 9	1
9	14~ 15	ダンプトラック（軽自動車）に消毒機械を積載し病害虫防除作業を実施した。防除作業終了後に事務所へ帰り、機械を格納するため降ろそうとしてダンプトラックの後あおりを外したところ落下して左足先に当たった。	63	~ 29	10
9	13~ 14	当社作業場において焼き芋に使用する炭窯用の木材（直径30cm、長さ30cm）の整頓作業を行っている時に、誤って手を滑らせ、左足に落としてしまい裂創した。	52	~ 49	30
10	11~ 12	台風で花卉生産ハウスが壊れたところの修繕作業中に、ハウス支えの鉄パイプを切断し運搬の際、手から鉄パイプを落とした時に切り口が右手人差し指に当たり、切傷を負った。	39	~ 9	1
10	13~ 14	2トントラックの清掃中、後のアオリ（フタ）が通常通りピンがかかっておらず、落下して右足の親指を負傷する。	19	~ 9	1
	11~	樹木整理業務のため、クレーンに乗り、チェーンソーで樹木（直径30cm）を切断して			1

10	12	いた際、切断した幹が足に落ちて負傷。	36	～ 9
11	11～ 12	庭園植木剪定、伐採作業中、木に登り、木の枝を整枝中、木の枝が足の指に落ち骨折した。	66	1 ～ 9
11	11～ 12	当社駐車場内において草刈現場に放置されていた大型冷蔵庫（幅69cm奥行66cm高さ170cm重さ80kg程）を、2tダンプより地上に同僚と2人で下ろし駐車場の隅の方へ移動するため2人で両手で抱え上げ4～5歩後ろ向きに歩いていた時、冷蔵庫を掴んでいた皮手袋が滑り冷蔵庫が左足甲部と中趾骨辺りに落下し強打受傷したものである。	23	1 ～ 9
11	16～ 17	木に登り、剪定作業中、枝に引っ掛けていたハサミが落下し足に刺さった。安全靴を履いていたが、布の部分に刺さり怪我をした。	41	1 ～ 9
12	9～10	道路脇私有地で高さ15m程ある樹木の道路側の枝落とし作業を行っていたとき、被災者は下に落ちた枝の片付けをしていたが、誤って車両脇の枝が落ちる所へ入り、5m程の高さから落ちてきた長さ2m、太さ7cm程の枝が頭部と頸部に当たり負傷した。そのときヘルメットを着用していなかった。	70	1 ～ 9
12	11～12	畑と山で伐採作業中、切った杉の木（丸物3m程度のもの）が、安全に作業していた中であつたが、足の上に転がり落ち、左足の足底を骨折した。	70	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html